

医療扶助（生活保護）のオンライン資格確認について 医療機関・薬局向けの助成事業を実施しています！！

- 医療扶助（生活保護）のオンライン資格確認の導入により、医療保険と同様、生活保護受給者についても、効率的な資格確認、医療情報等の閲覧、電子処方箋や電子カルテ情報共有サービス等の利用が可能となります。
- 導入には、レセプトコンピューターなどの既存システムの改修等が必要です。
この レセコン等改修費用については助成事業を実施しておりますので、早期の導入に向けてご活用ください。



- 追加の機器設置やネットワーク導入は不要です！ * 医療保険のオンライン資格確認の既存システムを活用可能
- 導入に際しては、設定変更など軽微な対応で完了する場合があります * リモートで改修可能な場合もあります
レセコン等のリプレイスを待たずに、まずは、早期導入に向けてシステム事業者にご相談ください！
- 助成金の申請は、オンライン上で手続きが完結し、郵送等による紙の申請は不要です！
* 過年度分（令和5年度等）に改修した場合も、申請がお済みでない場合は対象となりますので、ご確認ください。
- 「訪問診療等・オンライン診療等におけるオンライン資格確認」など 関連機能とのセット導入が効率的です！

医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業 （実施主体：社会保険診療報酬支払基金）

【申請期限】 令和7年9月30日（火） ※令和6年12月11日（水）から申請を受付中

【申請対象】 医療扶助のオンライン資格確認導入に伴うレセコン等の改修を行った病院、診療所、薬局

【助成金額】

	病 院	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局 (大型チェーン薬局以外)
費用の 補助内容	28.3万円を上限に補助 ※事業額56.6万円を上限に、 その1/2を補助	3.6万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その1/2を補助	5.4万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その3/4を補助



※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額

【申請先】 医療機関等向け総合ポータルサイト「医療扶助におけるオンライン資格確認等導入に係る助成金について」

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010217

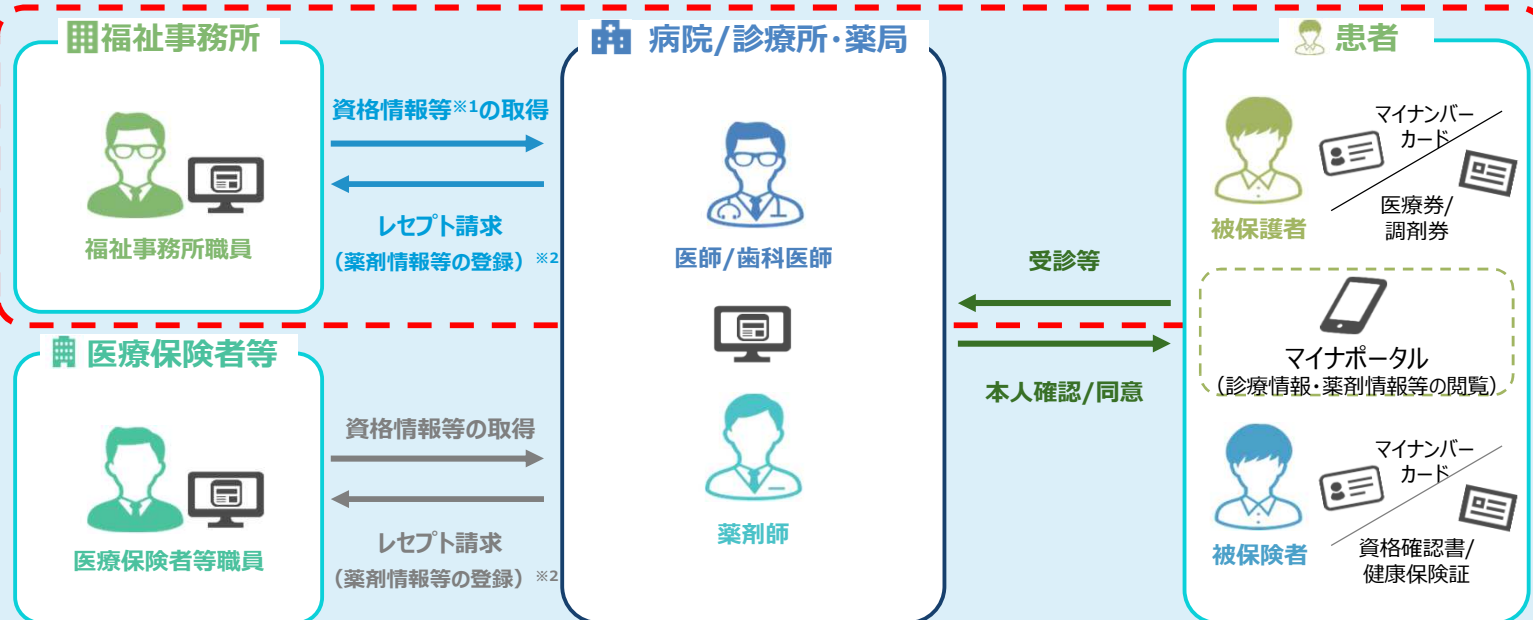
医療扶助のオンライン資格確認の 早期導入をお願いいたします！

医療扶助のオンライン資格確認でできること

オンライン資格確認の対象が**生活保護受給者（被保護者）**に拡大し、医療機関・薬局が被保護者の診療情報、薬剤情報、健診情報を閲覧できるようになるほか、**医療扶助独自のメリット**を享受できます。

オンライン資格確認に対応した医療機関等システム基盤の活用イメージ

今回の拡大範囲



医療扶助 独自メリット

- ① 未委託の医療機関・薬局※3の受診等の早期検知で、医療扶助の利用可否の確実な確認が可能
- ② 資格情報等一括取得で、被保護者の再来院等なしで事後的に登録された情報の確認が可能※4

※1…医療券/調剤券情報を含む ※2…レセプト情報から連携

※3…医療扶助では、被保護者が受診等を行う医療機関・薬局を、福祉事務所が事前に決定・委託する仕組み ※4…未委託の医療機関・薬局での受診等の場合を想定

医療扶助のオンライン資格確認 導入費用への補助

助成金の申請期限は、
令和7年9月30日までとなっています。

病院

28.3万円(上限)

※ 事業額の56.6万円を
上限に、その1/2を補助

大型チェーン薬局

(グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)

3.6万円(上限)

※ 事業額の7.3万円を
上限に、その1/2を補助

診療所/ 薬局(大型チェーン薬局以外)

5.4万円(上限)

※ 事業額の7.3万円を
上限に、その3/4を補助

- 「申請時点でレセコン等の改修を行った病院、診療所、薬局」を対象に助成金を支給しています。
- 医療扶助のオンライン資格確認の導入は設定変更等、軽微な対応で済む場合があります。また、リモートにて改修が可能な場合もありますので、レセコン等のリプレースを待たずに、早期導入に向けてシステム事業者にご相談ください。**
- 「訪問診療等・オンライン診療等におけるオンライン資格確認」など関連機能ともセットで導入すれば更に効率的です。積極的な活用をご検討いただき、お早めの申請（オンライン上での申請が可能です。）を是非ともよろしくお願いいたします。

必要書類、補助対象、申請手順など詳細はこちら



作業内容

※医療保険のオンライン資格確認を導入済みの場合



機器・ネットワークは、医療保険オンライン資格確認のものを活用できるため、**追加の導入・設置は不要**



既存システム（レセプトコンピュータ、電子カルテシステム、薬局システム）に対し、医療扶助のオンライン資格確認対応の**パッケージソフト適用、業務上の操作確認が必要**※6

※5…パッケージソフト適用、運用準備に係る費用は補助金の対象となります。補助金の詳細については、手引きをご確認ください。

※6…具体の改修範囲・内容はシステム事業者ともご相談ください。

詳しくは、『**医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き**』をご確認ください。右のQRコードからご確認ください。

